

航空機燃料税の税率が引き下げられました

平成23年6月
(平成29年4月改訂)
国 税 庁

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます。）により、租税特別措置法（以下「租特法」といいます。）の一部が改正され、平成23年4月1日に遡って、航空機燃料税の税率が次のように引き下げられました。

航空機の種類	改正前の税率	改正後の税率	適用期間
一般国内航空機（注1）	1キロリットルにつき 26,000円	1キロリットルにつき 18,000円	平成23年4月1日～ 平成32年3月31日
沖縄路線航空機（注2）	1キロリットルにつき 13,000円	1キロリットルにつき 9,000円	平成23年4月1日～ 平成32年3月31日
特定離島路線航空機（注3）	1キロリットルにつき 19,500円	1キロリットルにつき 13,500円	平成23年4月1日～ 平成32年3月31日

- (注) 1 「一般国内航空機」とは、租特法第90条の8の2第2項に規定する一般国内航空機をいいます。
2 「沖縄路線航空機」とは、租特法第90条の8の2第1項に規定する沖縄路線航空機をいいます。
3 「特定離島路線航空機」とは、租特法第90条の9第1項に規定する特定離島路線航空機をいいます。

改正前の税率で既に申告書を提出していた場合

航空機燃料税の納税申告書（以下「申告書」といいます。）は、その月中に航空機に積み込まれた航空機燃料の数量及び納税すべき税額等を記載し、翌月末までに納税地の所轄税務署に提出することとされていますが、改正後の税率は、平成23年4月1日以後積み込まれる航空機燃料について適用されますので、平成23年4月1日から改正法施行日（平成23年6月30日）の前日までの間に、平成23年4月分以後の申告書を既に提出している場合には、「更正の請求」をすることにより、税率引下げ分の税額について、還付を受けることができます。

更正の請求をする場合には、「航空機燃料税更正請求書」を作成の上、改正法施行日から起算して1年を経過する日（平成24年6月29日）までに、納税地の所轄税務署に提出してください。

※「[_____税更正請求書](#)」の様式は国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

事例1

平成23年4月分の申告書を平成23年5月31日に以下の内容で提出している場合

- 平成23年4月中の航空機燃料積込数量：7キロリットル
- 平成23年4月分の航空機燃料税額： $7\text{kl} \times 26,000\text{円}$ （改正前の税率）＝182,000円
※沖縄路線及び特定離島路線でない航空機とする。

〈改正後の税率による航空機燃料税額の計算〉

- 平成23年4月分の航空機燃料税額： $7\text{kl} \times 18,000\text{円}$ （改正後の税率）＝126,000円

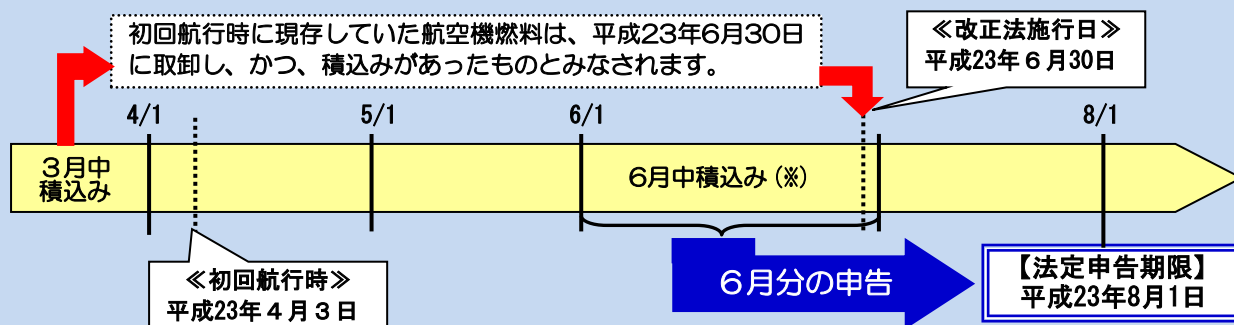
既に申告した税額182,000円と、改正後の税率で計算した税額126,000円との差額56,000円については、更正の請求をすることにより、還付を受けることができます。

「みなし取卸し」及び「みなし積み」に係る航空機燃料税の申告

平成23年4月1日以後最初に航行する時（以下「初回航行時」といいます。）において、その航空機に改正前の税率が課された航空機燃料が現存する場合には、初回航行時（初回航行時が平成23年6月30日より前である場合には、平成23年6月30日）に、改正前の税率が課された航空機燃料を取り卸したものとみなし（みなし取卸し）、かつ、改正後の税率で航空機燃料が積み込まれたものとみなされます（みなし積み）。

「みなし取卸し」に係る税額（控除税額）及び「みなし積み」に係る税額（課税額）については、取卸し及び積み込みがあったとみなされる日の属する月分の税額の計算に含めて、法定申告期限内に申告してください。

初回航行時が平成23年6月30日より前である場合の例



※ 平成23年6月中に航空機燃料の積み込みがなかったとしても、みなし積みに係る航空機燃料税の申告が必要となりますのでご注意ください。

事例2

- ・初回航行時：平成23年4月3日
- ・初回航行時に現存していた航空機燃料：0.2キロリットル
- ・平成23年6月中の航空機燃料積込量：10キロリットル
※沖縄路線及び特定離島路線でない航空機とする。

初回航行時が改正法施行日前であるため、初回航行時に現存していた航空機燃料（0.2キロリットル）については、平成23年6月30日に取り卸し、かつ、積み込んだものとみなされます。したがって、平成23年6月分の航空機燃料税額は次のように計算されます。

〈平成23年6月分の航空機燃料税額の計算〉

- ① 平成23年6月中積みに係る税額 = $10\text{kl} \times 18,000\text{円} = 180,000\text{円}$
- ② みなし積みに係る税額 = $0.2\text{kl} \times 18,000\text{円} = 3,600\text{円}$
- ③ みなし取卸しに係る税額（控除税額） = $0.2\text{kl} \times 26,000\text{円} = 5,200\text{円}$
- ④ 納付すべき税額 = ① + ② - ③ = $180,000\text{円} + 3,600\text{円} - 5,200\text{円} = \underline{178,400\text{円}}$

- 東日本大震災により申告・納付等を期限までにできない方は、地域指定又は個別の申請により、その期限が延長されます。
- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時等を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、申告・納付等に関する各種パンフレット、各種手続に使用する様式等を掲載しています。